

# 【介護報酬編】 介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料） 訪問介護費（R6.4月改定版）

事業所名:

※過去1年程度(改正があった場合は、その施行日又は適用日まで)を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。  
 ※点検結果の口にチェックを記入するか、又は塗りつぶして(■)ください。  
 ※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	<input type="checkbox"/> 講じている →減算なし	
		<input type="checkbox"/> 講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	<input type="checkbox"/> 策定している →減算なし	
		<input type="checkbox"/> 策定していない →減算対象	
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意	<input type="checkbox"/> あり	
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票
特定事業所加算（I）	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	<input type="checkbox"/> 配置	職員台帳(履歴書)等



点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅱ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等
	6 前年度又は算定日が属する月の前3月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が100分の50以上	<input type="checkbox"/> } 6又は7に該当	職員台帳(履歴書)等
	7 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 ※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、2人以上の常勤	<input type="checkbox"/> }	〃

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅲ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)	
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 定期的に実施	会議記録	
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/> 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書	
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等	
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/> あり	重要事項説明書等	
	6 前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者の総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が100分の20以上	<input type="checkbox"/>	} 6又は7に該当	利用者台帳等
	7 次のいずれにも該当している。 (1) 病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行える体制を整備していること (2) 看取りに関する指針を定め、利用開始の際に、利用者又は家族等に指針の内容を説明し、同意を得ている (3) 医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、訪問介護員等、介護支援専門員その他の職種による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針を見直している (4) 看取りに関する職員研修を行っている (5) 前年度又は算定日が属する月の前3月間において次の a bの基準に適合する利用者が1人以上である a 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 b 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、利用者又は家族等に説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/>		
	8 次のいずれにも該当している (1) 指定基準で配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、そのサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している (2) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である	<input type="checkbox"/>	該当	職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果		
特定事業所加算（Ⅳ）	1 全てのサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/>	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/>	定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等
	6 配置することとされているサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	<input type="checkbox"/>	配置	職員台帳(履歴書)等
	7 次のいずれにも該当している (1) 指定基準で配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、そのサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している (2) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である	<input type="checkbox"/>	該当	
特定事業所加算（Ⅴ）	1 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	<input type="checkbox"/>	あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)
	2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	<input type="checkbox"/>	定期的実施	会議記録
	3 サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書
	4 健康診断等の定期的な実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	5 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等
	6 当該事業所の通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等の地域に居住している利用者に対して、継続的にサービス提供を行っている(当該利用者の居宅の所在地と最寄りの指定訪問介護事業所との間の距離が7kmを超える場合に限る)	<input type="checkbox"/>	該当	
	7 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、訪問介護員等、サービス提供責任者その他の関係者が共同して訪問介護計画の見直しを行っている	<input type="checkbox"/>	配置	訪問介護計画

点検項目	点検事項	点検結果		
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	<input type="checkbox"/>	所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定訪問介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	<input type="checkbox"/>	所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	<input type="checkbox"/>	所定単位数の93/100	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90	
	算定日が属する月の前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である（正当な理由がある場合を除く）	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の88	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	<input type="checkbox"/>	該当	要請に関する記録、サービス提供記録等
初回加算	過去2月間（暦月）の利用実績がない	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	<input type="checkbox"/>	該当	
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/>	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	<input type="checkbox"/>	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/>	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/>	あり
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/>	あり
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/>	該当
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/>	あり
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/>	あり
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	<input type="checkbox"/>	該当
口腔連携強化加算	指定訪問介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/>	該当
	当該利用者について、他の介護サービス事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない（口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除く）	<input type="checkbox"/>	該当
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
	当該利用者について、他の介護サービス事業所で口腔連携強化加算を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当
	当該指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	点検事項	点検結果
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19人を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が100分の20以上	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/> 実施

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算 (I) ①～⑭の全てにチェックが付いている。 (II) ①～⑬にチェックが付いている。 (III) ①、②と④～⑫にチェックが付いている。 (IV) ①、②と④～⑩、⑫にチェックが付いている。	① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	② 仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	<input type="checkbox"/>	該当	
	③ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	該当	
	④ 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	あり	介護職員処遇改善計画書
	⑤ 賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	<input type="checkbox"/>	あり	
	⑥ 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	あり	実績報告書
	⑦ 前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/>	なし	
	⑧ 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/>	適正に納付	
	⑨ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	⑩ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書
	⑪ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	⑫ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/>	あり	
	⑬ ⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表	<input type="checkbox"/>	あり	
	⑭ 特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ている。	<input type="checkbox"/>	あり	